

【豊中市立第五中学校校舎改築工事の入札手続きについて】

（質問）

市議案第68号工事請負契約の締結について伺います。内容としては、豊中市立第五中学校校舎改築工事（第一期）についてですが、本来、市の思惑としては、本定例会の初日に議案を提案して、委員会審議を経て、一昨日の本会議で採決ということも予定されていたと思いますが、1回目の入札が不調に終わったことで、本日、本会議最終日に議案が提案され即決をすることになったわけです。

この工事に関しては、一般競争入札方式で、今年の6月16日に公示され8月4日に開札されましたが、入札に参加した業者8社のうち、無効となった1社を除いた7社全てが入札金額が最低制限価格を下回ったために失格となりました。そのため、内容を少し変更して、2回目の一般競争入札を8月に公示し、9月20日の開札の結果、落札者が決定されました。

競争入札における最低制限価格のことについては昨年12月定例会での個人質問でも取り上げさせて頂き、その際には「入札・契約制度の透明性の向上、予定価格などを探ろうとする不正な行為の未然防止、不正な入札の抑止力及び適正履行の確保を図ることを目的に、建設工事の予定価格及び最低制限価格を事前公表にしてきたが、近年の経済不況や公共工事の減少に伴い、受注競争の激化を背景に、適切な積算を行わずに、事前公表をしている最低制限価格での応札が増加してきたので、昨年10月から最低制限価格の事後公表を試行し、適切な積算をせず最低制限価格で入札する業者を排除し、健全な建設業者の育成を図りたい」とのご答弁がありました。その趣旨や目的は理解していますが、1回目の入札結果のように、入札に参加した全ての業者が最低制限価格を下回る入札金額を提示し、失格となったことについて、市はどのように考えられているのでしょうか？ 予定価格や最低制限価格の積算、算定方法は妥当だったが、業者側が落札したい一心で過剰に低い金額を提示してきたことが原因と考えられるのか、そもそも予定価格や最低制限価格の積算、算定方法に改善の余地があったと考えられるのか、もしくはその他の要因が考えられるのでしょうか？

＜答弁＞

第五中学校校舎第一期改築工事の入札におきまして、全ての入札金額が最低制限価格を下回り、不調となった要因についてでございますが、予定価格は従前から事前公表しておりますが、昨年10月からは最低制限価格につきましては、事後公表の試行導入を行っております。

このことによりまして、各入札参加者が適切な積算を行ったうえで、本市が国に準じて設定・公表しております、最低制限価格の算定方式に基づいて、それぞれ積算した最低価格をもって工事を受注したいという、受注意欲の強さがうかがわれ、その結果、競争性が高まったことが原因ではないかと考えておりますのでよろしく願います。

（意見・要望）

豊中市立第五中学校校舎改築工事の入札手続きについてですが、最低制限価格は、国の予算決算及び会計令第85条で「当該契約の内容に適合した履歴がなされ

ないこととなる恐れがある場合の基準」が示されていて、その基準に基づく低入札価格調査基準価格の算定方式に準拠して設定していると伺っていますが、そもそもこの国の基準の妥当性についての検証、調査を市としてこれまでされてはいないと思います。

最低制限価格を事後公表にした目的が、適切な積算をせずに最低制限価格で入札する業者を排除し、健全な建設業者の育成を図るということで、もしその目的が達成されていたとするならば、今回、事後公表のもとで入札した業者の入札金額は適切な積算のもとで行われたということになりませんか。そうであれば、適切な積算をして入札した業者の金額が全て市の設定した最低制限価格を下回ったというこのかい離については、何らかの検証や調査が必要ではないかと思います。

国の算定基準だけで最低制限価格を設定してしまいますと、業者の企業努力や技術、ノウハウなどで生み出されるコスト削減の恩恵を市が受けられないことになってしまいます。最低制限価格で入札してきた業者の積算金額が本当に過度の低価格競争によって生み出されたものなのか、人件費、材料費、下請け業者への委託費の過度のダンピングによって安かろう悪かろうとなっているのか、検証することが必要なのではないかと思います。

事業・業務やサービスの質の確保は当然のことですが、業者の企業努力や技術、ノウハウによって生み出されたコスト削減の恩恵を、市が出来る限り享受し、その浮いたお金を、別の事業やサービスを実施することで市民に還元できるようにすることも市として考えなければならないことではないかと思いますので、是非、本当に市が設定している最低制限価格が現在の市場の相場や企業のノウハウ、技術と照らし合わせて妥当なものなのかといった検証、調査を何らかの形で行って頂きたいと要望しておきます。難しい要望をしているとは思いますが、地方自治法第1編総則の第2条第14項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定されていますので、是非ともその規定を常に意識して取り組んで頂きたいと思います。